

福岡県公報

平成30年8月17日
第4018号

目次

告示 (第716号 - 第722号)

○漁港の指定内容の変更	(水産振興課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の占用の制限	(道路維持課)	3
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
公 告		
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	4
○河川法の規定に基づく簡易代執行により除却した工作物の保管	(河川管理課)	4
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(住宅計画課)	6
公安委員会		
○駐車監視員資格者講習の実施について	(警察本部交通指導課)	6

告 示

福岡県告示第716号

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第6条第2項の規定により指定された第2種漁港とみなされる沖端漁港の区域を同条第5項の規定に基づき、次のようにその指定の内容を変更する。

平成30年8月17日

福岡県知事 小川 洋

1 水域

次のア点からエ点までを順次結んだ線、エ点から海岸護岸法尻線に沿いカ点に至るまでの線、カ点から沖端漁港右岸側堤防内法尻線に沿いキ点に至るまでの線、キ点及びク点を結んだ線、ク点から同河川左岸側堤防内法尻線に沿いセ点に至るまでの線並びにセ点から海岸護岸法尻線に沿いア点に至るまでの線により囲まれた地域内の水面

ア点 北緯33度07分28秒4915 東経130度22分27秒3103

イ点 北緯33度07分33秒4228 東経130度21分56秒6493

ウ点 北緯33度09分13秒2354 東経130度21分31秒0362

エ点 北緯33度09分19秒5131 東経130度21分38秒8504

オ点 北緯33度08分22秒2832 東経130度21分58秒3285

カ点 北緯33度08分40秒6904 東経130度22分51秒1623

キ点 北緯33度10分03秒8720 東経130度23分36秒3301

ク点 北緯33度10分02秒5948 東経130度23分39秒1636

ケ点 北緯33度09分36秒9071 東経130度23分27秒8274

コ点 北緯33度09分34秒5714 東経130度23分41秒9216

サ点 北緯33度09分33秒1489 東経130度23分41秒4288

シ点 北緯33度09分34秒7250 東経130度23分27秒7426

ス点 北緯33度09分32秒1183 東経130度23分25秒2459

セ点 北緯33度08分24秒0700 東経130度22分48秒9036

2 陸域

水域の欄に規定する線(イ点及びウ点を結ぶ線を除く。)及び水際線により囲まれ

た地域並びに次の各点を順次結んだ線により囲まれた地域

- ソ点 北緯33度08分17秒1619 東経130度22分27秒5674
- タ点 北緯33度08分18秒0821 東経130度22分30秒4378
- チ点 北緯33度08分15秒5311 東経130度22分31秒5903
- ツ点 北緯33度08分15秒0191 東経130度22分29秒9977
- テ点 北緯33度08分15秒0456 東経130度22分29秒9220
- ト点 北緯33度08分17秒5206 東経130度22分28秒7878
- ナ点 北緯33度08分17秒1246 東経130度22分27秒5597

福岡県告示第717号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年8月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
八 女	県道	湯辺田 瀬 高 線	前	八女市立花町谷川971番1先から	2.6 ～ 15.0	469.2	
				八女市立花町谷川1039番1先まで			
				八女市立花町谷川971番1先から			5.2 ～ 35.0
			八女市立花町谷川1039番1先まで				
			八女市立花町谷川971番1先から	11.5 ～ 35.0	410.1		
			八女市立花町谷川1029番1先まで				
八女市立花町谷川1029番1先から							

福岡県告示第718号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年8月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
八 女	県道	湯辺田 瀬 高 線	前	八女市立花町谷川1027番1先から	2.6 ～ 11.0	733.7	うち県道久留米立花線重用延長 77.5メートル うち一般国道3号重用延長 8.0メートル
				八女市立花町原島132番4先まで			
			前	八女市立花町谷川1029番1先から	11.0 ～ 37.0	805.8	うち一般国道3号重用延長 536.4メートル
後	八女市立花町原島132番4先まで	11.0 ～ 37.0	805.8	うち一般国道3号重用延長 536.4メートル			

福岡県告示第719号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年8月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年8月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	443号	みやま市山川町重富121番先から みやま市山川町重富129番3先まで

福岡県告示第720号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年8月17日

福岡県知事 小川 洋

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	443号	みやま市山川町重富121番先から みやま市山川町重富126番1先まで	南筑後県土整備事務所柳川支所

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年8月31日

福岡県告示第721号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年8月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 長安寺
- 2 区域の所在地 朝倉市須川字長安寺原
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から7号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と7号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
朝倉市須川字長安寺原	1177番1	1号
	1161番1	2号
	1086番	3号から5号まで
	1200番	6号及び7号

福岡県告示第722号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年8月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女市黒木町笠原字東頭割8793
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

城井郷土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年8月17日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏 名	住 所
上畑 秋夫	築上郡築上町大字寒田1866番地

公告

名柄川水系名柄川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定により除却した工作物について、同条第4項の規定により保管したので、同条第5項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の3第1項第2号の規定により次のとおり公示する。

平成30年8月17日

河川管理者
福岡県知事 小川 洋

1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

船舶8隻

2 保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

- (1) 保管した工作物の放置されていた場所
二級河川名柄川水系名柄川
福岡市西区小戸地先の河川区域内（興徳寺橋から河口までの両岸）
- (2) 当該工作物を除却した日時
平成29年12月22日（金曜日）午前10時00分から正午まで
平成30年1月19日（金曜日）午前10時00分から正午まで
平成30年3月7日（水曜日）午前10時00分から正午まで
平成30年3月12日（月曜日）午前10時00分から正午まで

3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

- (1) 当該工作物の保管を始めた日時
平成30年3月22日（木曜日）午前11時00分
- (2) 保管の場所
福岡市中央区福浜一丁目 福浜海岸

4 保管した工作物を返還する場合の手續並びに手續を行う期間及び場所

- (1) 保管した工作物を返還する場合の手續
返還を受ける者は、6の場所において、当該工作物の返還を受けるべき所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）であることを証明する書類を提示すること。

なお、当該工作物の除却、保管その他措置に要した費用は、河川法第75条第9項の規定により所有者等の負担とする。

- (2) 手續を行う期間及び場所
返還の手續は、この公告の日から5の保管期限までの毎日（ただし、福岡県の休日定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する休日を除く。）、午前9時00分から午後4時00分まで、6の場所で行う。

5 当該工作物の保管期限

平成31年2月18日（月曜日）

上に掲げる保管期限までに当該工作物を所有者等に返還することができないときは

、河川法第75条第10項の規定により当該工作物の所有権は福岡県に帰属し、当該工作物について売却又は廃棄を行うこととする。

6 問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県県土整備部河川管理課管理係
電話 092-643-3666

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により豊前市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年8月17日

福岡県知事 小川 洋

京築広域都市計画汚物処理場の変更（平成30年7月11日豊前市告示第47号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年8月17日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市西福岡四丁目4992番1、4993番1から4993番3まで及び5014番2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

遠賀郡水巻町古賀二丁目2番7号
有限会社おんどる
代表取締役 安田 栄和

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36

条第3項の規定により公告する。

平成30年8月17日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

春日市昇町六丁目127番1及び128番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

春日市昇町六丁目39番地

糸山 邦義

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年8月17日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

大野城市大城四丁目238番1、239番1及び1506番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大野城市大城四丁目10番31号

末永 伸次

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年8月17日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

柳川市西浜武字道手1110番1、1110番3から1110番5まで、1111番1から1111番3まで、1111番7、1111番8、1112番1、1112番6、1113番1、1113番3及び1113番6

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

柳川市三橋町今古賀164番地の2

ダン機工株式会社

代表取締役 立石 敬之

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年8月17日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市大字筑紫932番4から932番13まで、933番1、933番3、933番5、933番10から933番14まで並びにこれらの区域内の道路である国有地の全部及び市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市南区桜原七丁目56番17号

株式会社サン・プラザホーム

代表取締役 吉川 元美

公告

長期優良住宅建築等計画の認定等に係る標準処理期間案について、次のとおり意見を募集します。

平成30年8月17日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

平成30年8月10日から平成30年9月14日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tyoukiyuuryoujuutaku-hyouzuyunsyori.html>）に掲載するほか、福岡県建築都市部住宅計画課に備え置きます。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第226号

道路交通法第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり実施するので、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により公示する。

平成30年8月17日

福岡県公安委員会

1 駐車監視員資格者講習の期日、時間及び場所

	講習期日	講習時間	講習場所
講義	平成30年10月17日（水）及び 同年10月18日（木）の2日間	午前9時00分 ） 午後5時30分	福岡市博多区吉塚本町13番55号 博多サンヒルズホテル
修了 審査	平成30年10月24日（水）	午前9時00分 ） 午後0時00分	

2 申込み受付期間

平成30年8月17日（金）から平成30年9月18日（火）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間

3 申込み場所

福岡県警察本部交通部交通指導課及び福岡県内の警察署（交番、駐在所等では受理しない。）

4 申込みに必要な書類等

(1) 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通

上記申込み場所で交付を行うほか、福岡県警察ホームページからも印刷可能

(2) 写真 1枚（6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3cm×横2.4cm大）

(3) 運転免許証、パスポート等の身分証明書

5 講習受講手数料

20,000円（申込み時に福岡県領収証紙により納付）

6 申込み要領等

- (1) 受講申込みは、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した写真を所定の位置に貼付し、必要事項を記入した駐車監視員資格者講習受講申込書を持参のうえ、受講者本人が行うこと。

代理人が受講申込みを行うこともできるが、その場合は、受講者本人の委任状及び受講者の身分証明書の写しを併せて持参すること。

- (2) 受講可能人員は60人であるので、申込み期間中であっても、定員に達したときは、申込み受付を締め切る場合がある。
- (3) 申込み受付後、福岡県警察本部交通部交通指導課から受講者あてに駐車監視員資格者講習受講票を郵送する。

7 留意事項

- (1) 講習を受講して駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受けても、駐車監視員資格者証の交付申請の際に、道路交通法第51条の13第1項第2号に規定する欠格事由に該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。

- (2) 上記(1)に規定する欠格事由

ア 18歳未満の者

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

エ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

カ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

キ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ク 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

- (3) 駐車監視員資格者証を取得しても、確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、実際に駐車監視員としての活動を行うことはできない。

8 その他

- (1) 受講者は、講習期間中、筆記具及び駐車監視員資格者講習受講票を必ず持参すること。

(2) 講習会場への自家用車による来場を禁止する。

(3) 講習の詳細については、福岡県警察本部交通部交通指導課（取締企画第二係（電話092-641-4141内線5125））に問い合わせること。